

マン・AHL・マイルストーン

米ドル建／ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 19 期

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

管理会社

MUFG ルクスマネジメントカンパニーS. A.

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、マン・AHL・マイルストーン（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第19期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の決算を行いました。ここに運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの組織

管理会社

MUFGルクスマネジメントカンパニーS. A.

(MUFG Lux Management Company S. A.)

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグL-1150 アーロン通り287-289

(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

代表者

マネージング・ディレクター

ジャンフランソワ・フォートン (Managing Director Jean-François Fortemps)

コンダクティング・オフィサー

アンドレア・パパッツォーニ (Conducting Officer Andrea Papazzoni)

保管受託銀行

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S. A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S. A.)

お知らせ

当期中には、約款の内容または運用体制等、ファンドについて重要な変更はありませんでした。それ以後、2019年9月6日付で、ファンドの投資制限の一部の変更およびEUの規制に係る一般的な更新を行うために約款の変更がありました。

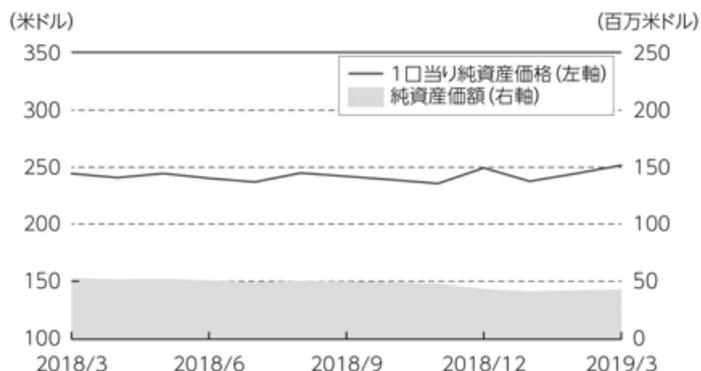
ファンドの仕組みは次の通りです。

ファンドの形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託
信託期間	ファンド運用開始日は平成12年3月17日、存続期間は無期限です。
繰上償還	管理会社の決定により、いつでも解散することができます。 ルクセンブルグ法に規定のある場合にも、ファンドは解散されることがあります。 純資産価額が1,000万米ドルを下回った場合、管理会社はファンドの解散を検討します。
運用方針	AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社の運用する投資信託に投資することにより、受益証券の価額に反映されるおよび／または分配金支払いを通じての中期的な確固とした成長を達成することにあります。
ファンドの運用方法	AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社の運用する投資信託に投資することにより運用します。
主要投資対象	(i) 運用者の運用する投資信託、(ii) AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略、(iii) OECD加盟国の政府により、または公的国際機関により発行される有価証券、(iv) 現金、一流の金融機関（保管受託銀行も含まれます。）への要求払預金・定期預金、短期もしくは中期の債券および一流の金融機関の発行する譲渡性預金証書・コマーシャルペーパーから構成される短期金融商品、および企業が発行する債券および手形（ただし、期間、相手方等の十分な分散投資が保証され、現金で保有の純資産価額の最大20%までを一つの相手方に預金できます。）、ならびに／または(v) マネー・マーケット・ファンドの受益証券／投資証券（これらの有価証券、証書、預金および受益証券はすべて米ドル建てとします。）
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産価額の10%を超えて借入を行いません。 ・原則として、ファンドの純資産価額の20%を超えて同一発行体の対象有価証券へ投資することはできません。2019年10月23日付でこの制限は10%となります。 ・原則として、同一の発行体により発行される同一種類の対象有価証券の20%を超えて当該発行体の対象有価証券に投資することはできません。 ・空売りに起因するファンドの契約の合計額は常に、ファンドの純資産価額の50%を超えることはできません。 ・第三者に対し貸付を行うことはできません。 ・原則として、公認の証券取引所または規制市場で取引されていない対象有価証券に対し純資産価額の15%を超えて投資することはできません。 ・私募株式、不動産または未上場の株式であって流動性に欠ける証券にファンドの純資産価額の15%を超えて投資することはできません。 ・他の発行体の対象有価証券を引受けることはできません。 ・ファンドによる他の投資信託の受益証券／投資証券の保有額が純資産価額の50%を超えるような投資をすることはできません。 ・単一の投資信託により発行された受益証券／投資証券の20%を超えて取得すること、および単一の投資信託にファンドの純資産価額の30%を超えて投資することはできません。 ・ファンドが投資信託に、合計でその純資産総額の50%を超えて投資することはできません。 ・現金、要求払預金および定期預金は常に、ファンドの純資産価額の50%以下を占めるものとします。現金保有の純資産価額の最大20%までを単一の相手方へ預金することができます。 ・対象有価証券、マネー・マーケット・ファンドの受益証券／投資証券およびその他の投資信託の受益証券／投資証券ならびにそれらに係るオプションは常に、それらに個別に適用される上記投資制限に従い、ファンドの純資産価額の50%以上を占めるものとします。
分配方針	毎年、各会計年度のファンドの資産の新規の純利益（以前の会計年度における損失（もしあれば）控除後）の50%以下の金額を分配することができます。ただし、ファンドは第2会計年度（2001年4月－2002年3月）以降分配を行っておりません。 分配金支払の結果、純資産価額が1,250,000ユーロ相当の米ドル金額を下回るような場合には分配を行うことができません。

I. 当期の運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当り純資産価格等の推移



第18期末の 1口当り純資産価格	244.4298米ドル
第19期末の 1口当り純資産価格	251.6740米ドル
騰落率	2.96%
分配金	該当事項はありません。

(注1) 騰落率は前期(第18期)末の1口当り純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ファンドの購入価額により課税条件が異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) ファンドにベンチマークは設定されていません。

当期中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
(第18期末) 2018年3月末日	52,742	5,730	244.4298	26,555
4月末日	51,739	5,621	240.8951	26,171
5月末日	52,159	5,667	244.5224	26,565
6月末日	50,814	5,520	240.3311	26,110
7月末日	49,167	5,342	237.0723	25,756
8月末日	50,518	5,488	244.9444	26,611
9月末日	49,828	5,413	242.0424	26,295
10月末日	49,021	5,326	238.9886	25,964
11月末日	48,115	5,227	235.7432	25,611
12月末日	44,157	4,797	249.3831	27,093
2019年1月末日	41,799	4,541	237.6956	25,823
2月末日	42,908	4,662	244.4209	26,554
(第19期末) 2019年3月末日	43,626	4,740	251.6740	27,342

(注) 米ドルの円貨換算は、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.64円)によります。以下同じです。

■ 1口当り純資産価格の主な変動要因

債券および金利、コモディティ、ならびに通貨セクターから利益を上げた一方で、株式およびクレジットセクターの損失が利益の一部を相殺しました。

■ 投資環境について

投資環境につきましては、下記「ファンドのポートフォリオ」の記載を御参照下さい。

■ ポートフォリオについて

マーケット環境はここ数年比較的穏やかでしたが、2018年にボラティリティが急激に高まりました。すべての種類のグローバル・アセット・クラスのリターンが影響を受け、先進国および新興国の両方とも、多くが損失を抱えて年度を終了しました。これにより、米国連邦準備制度理事会および欧州中央銀行の姿勢が第1四半期中により緩和的な金融政策へと切り替わることとなりました。こうした背景において、ファンドは、株式およびクレジットセクターが運用成績を損なった一方で、債券および金利、コモディティ、ならびに通貨からのプラスの寄与があり、2.96%のリターンを得ました。最も良好であったセクターは、債券および金利でした。それらはほとんどの市場でロング・ポジションが利益を上げました。コモディティ・セクターは、エネルギー市場によって特に牽引され、特に天然ガス、電力および二酸化炭素排出取引の上昇トレンドがファンドのロング・ポジションに利益をもたらしました。米ドルに対する新興国市場の通貨のショート・ポジションがファンドに利益をもたらしたことにより、通貨取引もまた利益を上げました。当期最終四半期中、株式およびクレジットセクターにおいて強力な価格上昇が見られましたが、ファンドでは両セクターに対してショート・ポジションを有していたため、ファンドの運用成績にマイナスの影響を与えました。

■ ベンチマークとの差異

ファンドは、運用の目標となるベンチマークに連動して運用、またはそれを上回る運用を目指すものではありません。したがって、ファンドはベンチマークおよび参考指数を設定しておりません。

■ 今後の運用方針

ファンドは引続き投資目的に沿い、市場および戦略の分散の重視によって、確固とした中期的な元本の成長を目的とします。

(2) 費用の明細

項目	金額または料率	役務の概要
管理会社報酬	各四半期中の毎週の純資産価額の平均の年率0.15% (年間最低40,000米ドル)	約款に従ったファンドの管理および運營業務の対価
投資運用報酬 および成功報酬	投資運用報酬は、投資運用会社および運用助言者それぞれに配分された資産の想定評価額に対し最初の258,115口分までは年率3%、258,115口を上回る分には年率2% 成功報酬はそれぞれの新規の純利益の20%	ファンドのポートフォリオ運用業務に対する対価
ブローカー手数料	投資エクスポージャーの年率0.7%を上限とした金額	紹介ブローカーに支払われる紹介ブローカー手数料、資金調達に掛かる金利およびそれに関する報酬を含む、売買取引に伴うすべての費用および仲介手数料
代行協会員報酬	各暦四半期中の平均純資産価額の年率0.25%	ファンドのために行う日本証券業協会が定める代行協会員業務に対する対価
保管・管理事務代行報酬	各四半期中の平均純資産価額の年率0.33% (年間最低61,000米ドル)	ファンドの全ての財産の保管、ファンドの管理事務ならびに受益証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の算定等の業務に対する対価
専門家報酬 (当期) (注)	当期末の純資産価額の0.07%の金額	ファンドの公認法定監査人への報酬等、および管理会社が受益者の利益のために行う際に負担した弁護士報酬等
その他費用・手数料 (当期) (注)	当期末の純資産価額の0.23%の金額	公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、開示書類 (有価証券届出書および目論見書等を含みます。)、報告書等の作成、提出、印刷、配布費用、公告費用等

(注) 「専門家報酬 (当期)」および「その他費用・手数料 (当期)」 (支払当座貸越利息、年次税およびその他手数料を含みます。) には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期の専門家報酬およびその他費用・手数料の金額をそれぞれファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10計算期間における運用状況の推移

(1) 純資産等の推移

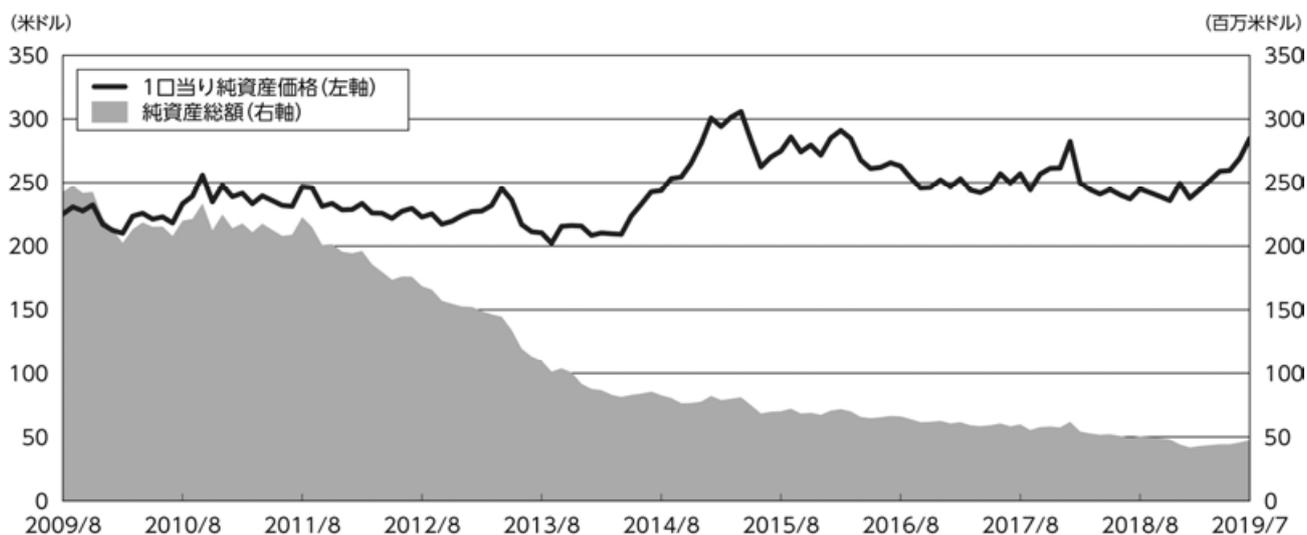
下記各会計年度末における純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第10会計年度末 (2010年3月末日)	213,158	23,157	223.5158	24,283
第11会計年度末 (2011年3月末日)	210,814	22,903	233.2472	25,340
第12会計年度末 (2012年3月末日)	185,644	20,168	225.9444	24,547
第13会計年度末 (2013年3月末日)	146,421	15,907	231.9237	25,196
第14会計年度末 (2014年3月末日)	83,011	9,018	209.6172	22,773
第15会計年度末 (2015年3月末日)	79,862	8,676	301.4779	32,753
第16会計年度末 (2016年3月末日)	70,046	7,610	284.7896	30,940
第17会計年度末 (2017年3月末日)	59,119	6,423	244.0332	26,512
第18会計年度末 (2018年3月末日)	52,742	5,730	244.4298	26,555
第19会計年度末 (2019年3月末日)	43,626	4,740	251.6740	27,342

<参考情報>

■純資産の推移

2009年8月から2019年7月までの10年間に於ける各月末日または最終評価日^(注)の受益証券1口当り純資産価格および純資産総額の推移は以下のとおりです。



(注) 評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記グラフの各月の金額は、会計年度末および半期の決算月である3月および9月を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が表示されています。

3月および9月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が表示されています。

(2) 分配の推移

ファンドは、第2会計年度(2002年3月31日終了)以降第19会計年度まで分配を行っておりません。

(3) 騰落率の推移

	収益率 (%)
第10会計年度	-7.88
第11会計年度	4.35
第12会計年度	-3.13
第13会計年度	2.65
第14会計年度	-9.62
第15会計年度	43.82
第16会計年度	-5.54
第17会計年度	-14.31
第18会計年度	0.16
第19会計年度	2.96

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の受益証券1口当り純資産価格 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額) (税引前)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の受益証券1口当り純資産価格 (分配落の額) (税引前)

(4) 受益証券の販売および買戻しの実績

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第10会計年度 (09/4/1 - 10/3/31)	255,462	255,462	231,900	231,900	953,658	953,658
第11会計年度 (10/4/1 - 11/3/31)	154,340	154,340	204,174	204,174	903,824	903,824
第12会計年度 (11/4/1 - 12/3/31)	88,683	88,683	170,872	170,872	821,635	821,635
第13会計年度 (12/4/1 - 13/3/31)	12,177	12,177	202,480	202,480	631,332	631,332
第14会計年度 (13/4/1 - 14/3/31)	917	917	236,236	236,236	396,013	396,013
第15会計年度 (14/4/1 - 15/3/31)	5,046	5,046	136,159	136,159	264,900	264,900
第16会計年度 (15/4/1 - 16/3/31)	12,350	12,350	31,294	31,294	245,956	245,956
第17会計年度 (16/4/1 - 17/3/31)	13,057	13,057	16,757	16,757	242,256	242,256
第18会計年度 (17/4/1 - 18/3/31)	1,340	1,340	27,819	27,819	215,777	215,777
第19会計年度 (18/4/1 - 19/3/31)	1,150	1,150	43,585	43,585	173,342	173,342

＜参考情報＞

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

下記のグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

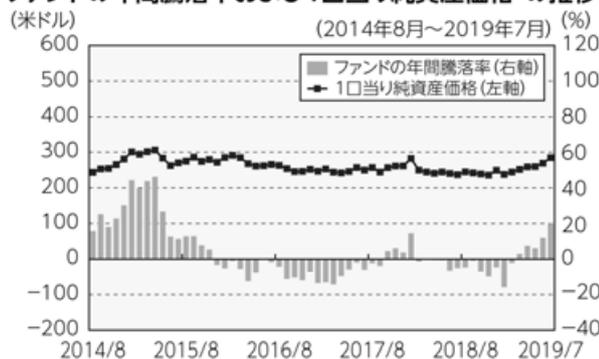
ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。以下のグラフは、2014年8月～2019年7月の5年間ににおける代表的な資産クラスの指数の各月末の年間騰落率、および同期間におけるファンドの基準価額の年間騰落率の平均、最大、最小値を表示しています。

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

左のグラフは、ファンドの過去5年間ににおける各月末の年間騰落率（各月末の1口当り純資産価格*と当該各月末の1年前の1口当り純資産価格*を対比して騰落率を算出）および1口当り純資産価格*の推移を表示しています。また右のグラフは、過去5年間ににおける代表的な資産クラスの指数の各月末の年間騰落率（各月末の指数と当該各月末の1年前の指数を対比して騰落率を算出）、および同期間におけるファンドの上記各月末の年間騰落率の平均、最大、最小値を表示しています。

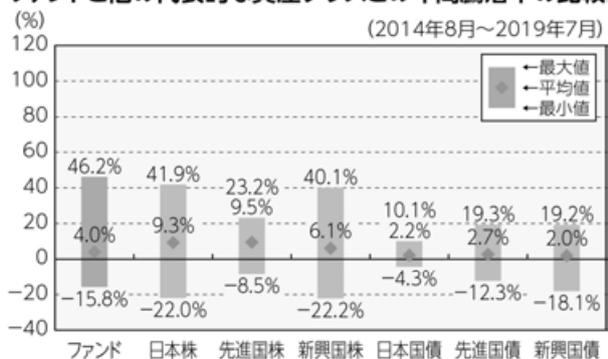
（*）ファンドは第2会計年度（2001年4月～2002年3月）以降分配を行っていないため、1口当り純資産価格の値を用いております。

ファンドの年間騰落率および1口当り純資産価格*の推移



出所：管理会社のデータに基づいて狛・小野グローバル法律事務所が作成したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



出所：管理会社および指数提供会社のデータに基づいて狛・小野グローバル法律事務所が作成したものです。

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXとは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数（TOPIX）に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。
先進国株	FTSE先進国（除く日本） 大型株インデックス （配当込み、円ベース）	Source: London Stock Exchange Group plc and its group undertakings (collectively, the "LSE Group"). © LSE Group 2019. FTSE is a trading name of certain of the LSE Group companies. "FTSE®" is a trade mark of the relevant LSE Group companies and is used by any other LSE Group company under license. All rights in the FTSE indexes or data vest in the relevant LSE Group company which owns the index or the data. Neither LSE Group nor its licensors accept any liability for any errors or omissions in the indexes or data and no party may rely on any indexes or data contained in this communication. No further distribution of data from the LSE Group is permitted without the relevant LSE Group company's express written consent. The LSE Group does not promote, sponsor or endorse the content of this communication." 出典：ロンドン証券取引所グループおよびそのグループ企業（以下、総称して「LSEグループ企業」）。 © LSE Group 2019年。 FTSEは、LSEグループ企業の1つの商号です。「FTSE®」はいずれかのLSEグループ企業が保有する商標であり、ライセンスに基づき他のLSEグループ企業によって使用されています。FTSEインデックスまたはデータのすべての権利は当該インデックスまたはデータを所有するいずれかのLSEグループ企業に帰属します。LSEグループ企業もそのライセンサーも、インデックスまたはデータの誤謬または瑕疵について一切の責任を負いません。また、いかなる第三者も本媒体に含まれるインデックスまたはデータに依存することはできません。LSEグループ企業による書面による使用許諾を得ることなく取得したデータを再配信することは許されません。LSEグループ企業は本媒体の内容に関して販売促進、出資、保証することはありません。
新興国株	S & P新興国総合指数 （配当込み、米ドルベース）	S & P新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS & Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックスは日本の国債の債券インデックスであり、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、日本を除く世界主要国の国債の債券インデックスであり、FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）は、主要新興国の国債の債券インデックスです。上記3つのインデックスともFTSE Fixed Income LLCにより運営されているものです。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）	

（注）海外の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数（S&P新興国総合指数は米ドルベース）を使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

Ⅲ. 純資産額計算書

(2019年3月31日現在)

	米ドル	千円 (Ⅴを除く)
I 資産総額	44,015,544.13	4,781,849
Ⅱ 負債総額	(389,866.42)	42,355
Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ - Ⅱ)	43,625,677.71	4,739,494
Ⅳ 発行済口数	173,342口	
Ⅴ 1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	251.6740	27,342

IV. 投資対象

■資産別の投資状況

(2019年3月31日現在)

資産の種類	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	20,905,918.00	47.92
投資信託	19,720,993.98	45.21
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	2,998,765.73	6.87
合計 (純資産価額)	43,625,677.71 (4,740百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

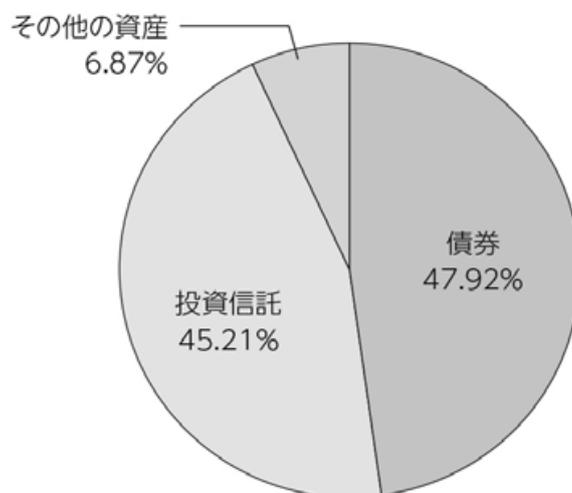
■組入資産の内容

ファンドは主に以下の7つの有価証券に投資しています。

資産の種類	銘柄名	組入比率
債券	2019年4月4日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	11.46%
	2019年6月6日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	11.41%
	2019年6月13日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	11.41%
	2019年6月27日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	9.12%
	2019年10月10日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	4.52%
投資信託	AHL・インスティチュショナル・シリーズ3リミテッド	29.01%
	AHL・エボリューション・リミテッド	16.20%

(注) 組入比率は純資産価額に対する各組入資産の評価額の割合です。

■資産別配分



本報告で示された数値は過去における実績であり、必ずしも将来のパフォーマンスを示すものではありません。

V. ファンドの経理状況

- a. ファンドの第19会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における公認法定監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円による金額は、2019年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.64円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

監査報告書

マン・AHL・マイルストーンの受益者各位

我々の意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令の要件に従い、マン・AHL・マイルストーン（以下「ファンド」という。）の2019年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示している。

我々の監査対象

ファンドの財務書類は以下により構成される。

- ・ 2019年3月31日現在の純資産計算書
- ・ 2019年3月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査の職業に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。）によりルクセンブルグ向けに採用された国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して我々の監査を実施した。2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグ向けに採用されたISAsに基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任」にさらに記載されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するために充分かつ適切なものであると確信している。

CSSFがルクセンブルグ向けに採用した国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）および財務書類に対する我々の監査に関連する倫理的要件に従い、我々はファンドから独立した立場にある。我々は、そうした倫理的要件に基づくその他の倫理的責任を充足している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に責任を有する。その他の情報は、年次報告書に記載されている情報で構成されるが、財務書類およびそれに関する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見はその他の情報をその対象とはせず、我々はそれに関する結論の保証を

いかなる形式でも表明しない。

財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、上記に特定されたその他の情報を読み、そうすることにより、その他の情報と財務書類もしくは我々が監査において入手した知識との間に重大な矛盾があるか、または他の点で重大な虚偽表示があると思われるか否かにつき検討を行うことである。我々が遂行した作業に基づき、このその他の情報に重大な虚偽表示があるとの結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。我々には、これに関し報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関連したルクセンブルグの法令の要件に従った当該財務書類の作成および公正な表示に対する責任、ならびに詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、重大な虚偽表示がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に責任を有する。

管理会社の取締役会がファンドの清算もしくは運営の停止を意図しているかまたはそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除き、財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力の査定、（場合により）継続企業に関連した事項の開示、および継続企業の会計基準の使用につき責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、財務書類に全体として重大な虚偽表示がないか否かにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信は高い水準の確信であるが、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグのために採用されたI S A sに従って実施された監査は、重大な虚偽表示が存在する場合には常にそれを検出するという保証ではない。虚偽表示は詐欺または錯誤により発生する可能性があり、個別にまたは全体として、その財務書類を根拠として利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該虚偽表示は重大であると看做される。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグ向けに採用したI S A sに従った監査の一部として、我々は、監査の間中、職業上の判断を行い、職業的な懐疑主義を維持する。

我々はまた、

- 詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽表示のリスクを特定および査定し、そうしたリスクに対応する監査手続きを立案および実行し、ならびに我々の意見の基礎を提供する充分かつ適切な監査の証拠を入手する。詐欺には、通謀、偽造、意図的不作為、虚偽の表明、または内部統制の無視を含むため、詐欺から生じた重大な虚偽表示を検出しないリスクは、錯誤により生じた虚偽表示を検出しないリスクより大きい。
- ファンドの内部統制の有効性に関し意見を表明することを目的とするのではなく、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制の知見を入手する。

- ・ 管理会社の取締役会が使用した会計方針の適切性を評価し、および行った会計上の見積りの合理性および関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および、入手した監査上の証拠に基づき、ファンドの継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連する重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出す。重大な不確実性が存在すると我々が結論を出した場合、我々は監査報告書において、財務書類における関連した開示につき注意を喚起すること、また当該開示が不適切な場合、我々の意見を修正することを義務付けられている。我々の結論は我々の監査報告書の日付までに入手した監査上の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業としての存続を終わらせることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類が公正な表示の目的を達する方法において原取引および事象を表示しているか否かを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々の監査の間に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の所見に関し、管理責任者に伝達する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・
コーポラティブ
代表者

2019年9月20日、ルクセンブルグ

ジュリー・バッチ



Audit report

To the Unitholders of
MAN-AHL Milestone

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of MAN-AHL Milestone (the "Fund") as at 31 March 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 March 2019;
- the statement of investments and other net assets as at 31 March 2019;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

*PricewaterhouseCoopers, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, B.P. 1443, L-1014 Luxembourg
T : +352 494848 1, F : +352 494848 2900, www.pwc.lu*

*Cabinet de révision agréé, Expert-comptable (autorisation gouvernementale n°10028256)
R.C.S. Luxembourg B 65 477 - TVA LU25482518*



In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;



- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 20 September 2019

A handwritten signature in blue ink, appearing to be 'Julie Batsch', is written over the printed name. The signature is fluid and cursive, with a long horizontal stroke extending to the right.

Julie Batsch

① 貸借対照表

マン・AHL・マイルストーン
純資産計算書
2019年3月31日現在
(単位：米ドル)

資産	注	米ドル	千円
投資有価証券（取得原価）	(2)	38,182,146.03	4,148,108.34
未実現評価（損）／益	(12)	2,444,765.95	265,599.37
投資有価証券（時価）	(2)	40,626,911.98	4,413,707.72
現金預金		308,931.15	33,562.28
ブローカー預託金	(2, 10)	3,079,701.00	334,578.72
資産合計		44,015,544.13	4,781,848.71
負債			
未払費用	(3)	(315,054.37)	(34,227.51)
買戻受益証券支払債務		(74,812.05)	(8,127.58)
負債合計		(389,866.42)	(42,355.09)
純資産合計		43,625,677.71	4,739,493.63
発行済受益証券		173,342 口	
一口当り純資産価格		251.6740	27,342円

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン
純資産変動計算書
(単位：米ドル)

	注	2019年3月31日に終了した年度		2018年3月31日に終了した年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産		52,742,326.47	5,729,926.35	59,118,505.99	6,422,634.49
投資純(損)／益		(1,749,820.74)	(190,100.53)	(2,417,224.64)	(262,607.28)
投資有価証券に係る実現純(損)／益	(2,12)	(671,027.02)	(72,900.38)	1,490,466.03	161,924.23
為替換算および外国為替先渡契約に係る実現純(損)／益	(2,12)	1,324.06	143.85	(1,030.77)	(111.98)
未実現評価(損)／益の変動(純額)					
－ 投資有価証券	(12)	3,361,981.96	365,245.72	1,231,472.26	133,787.15
		53,684,784.73	5,832,315.01	59,422,188.87	6,455,626.60
受益証券発行		277,809.82	30,181.26	330,338.58	35,887.98
受益証券買戻		(10,336,916.84)	(1,123,002.65)	(7,010,200.98)	(761,588.23)
		(10,059,107.02)	(1,092,821.39)	(6,679,862.40)	(725,700.25)
期末現在純資産		43,625,677.71	4,739,493.63	52,742,326.47	5,729,926.35

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

② 損益計算書

マン・AHL・マイルストーン

損益計算書

2019年3月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

収益	注	米ドル	千円
現金預金およびブローカー預託金への利息	(2)	368,556.39	40,039.97
収益合計		368,556.39	40,039.97
費用			
管理事務代行報酬および保管報酬	(8)	(155,186.54)	(16,859.47)
代行協会員報酬	(9)	(116,472.99)	(12,653.63)
ブローカー手数料	(5)	(319,481.67)	(34,708.49)
支払当座貸越利息	(2)	(789.00)	(85.72)
投資運用、投資顧問および成功報酬	(4)	(1,323,713.30)	(143,808.21)
管理会社報酬	(7)	(72,615.48)	(7,888.95)
その他手数料		(76,396.06)	(8,299.67)
専門家報酬		(31,546.75)	(3,427.24)
「年次税」	(6)	(22,175.34)	(2,409.13)
費用合計		(2,118,377.13)	(230,140.49)
投資純(損)／益		(1,749,820.74)	(190,100.53)
投資有価証券に係る実現純(損)／益	(2,12)	(671,027.02)	(72,900.38)
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現純(損)／益	(2,12)	1,324.06	143.85
当期実現純(損)／益		(669,702.96)	(72,756.53)
未実現評価(損)／益の変動(純額)：			
－投資有価証券	(12)	3,361,981.96	365,245.72
		3,361,981.96	365,245.72
運用の結果としての純資産の純増加		942,458.26	102,388.67

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

③ 投資有価証券明細表等

マン・AHL・マイルストーン
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2019年3月31日現在
(単位：米ドル)

	通貨	額面／保有高	原価 (注2)	時価 (注2)	純資産比率 (%)
I. 公認証券取引所に許可されたまたは別の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券					
債券					
米国					
2019年4月4日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	5,000,000	4,945,041.09	4,999,020.00	11.46
2019年6月6日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	5,000,000	4,956,354.00	4,978,390.00	11.41
2019年6月13日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	5,000,000	4,953,028.00	4,975,970.00	11.41
2019年6月27日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	4,000,000	3,963,861.06	3,977,284.00	9.12
2019年10月10日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	2,000,000	1,971,953.03	1,975,254.00	4.52
合計 I.			20,790,237.18	20,905,918.00	47.92
II. その他譲渡可能有価証券					
投資ファンド／信託					
バミューダ					
AHL・エボリューション・リミテッド	米ドル	1,227.35	6,211,943.61	7,065,331.44	16.20
AHL・インスティテュショナル・ シリーズ3リミテッド	米ドル	182,379.01	11,179,965.24	12,655,662.54	29.01
合計 II.			17,391,908.85	19,720,993.98	45.21
有価証券投資合計			38,182,146.03	40,626,911.98	93.13
要求払預金				308,931.15	0.71
ブローカーへの預託金				3,079,701.00	7.05
その他の資産／(負債) (純額)				(389,866.42)	(0.89)
純資産合計				43,625,677.71	100.00

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン
投資有価証券の地域別内訳（未監査）
2019年3月31日現在

	純資産比率（%）
米国	47.92
バミューダ	45.21
	<hr/> 93.13

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン
 受益証券口数の変動および統計的情報（未監査）

受益証券口数の変動

	2019年3月31日に終了した年度	2018年3月31日に終了した年度
期首現在発行済受益証券口数	215,777	242,256
発行受益証券口数	1,150	1,340
買戻受益証券口数	(43,585)	(27,819)
期末現在発行済受益証券口数	173,342	215,777

統計的情報

	2019年3月31日に終了した年度	2018年3月31日に終了した年度
一口当り純資産価格 (単位：米ドル)		
最高	251.6740 (2019年3月31日)	282.4204 (2018年1月29日)
最低	230.8397 (2018年10月15日)	239.4451 (2017年7月3日)
期末現在	251.6740 (2019年3月31日)	244.4298 (2018年3月31日)
純資産合計	43,625,677.71 (2019年3月31日)	52,742,326.47 (2018年3月31日)

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン

財務書類に対する注記

2019年3月31日現在

注1. 一般的事項

マン・AHL・マイルストーン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、存続期限無期限のオープン・エンド型の契約型投資信託として、ルクセンブルグにおいて2000年3月1日に設定された。ファンドは、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）パートIIの規定に服している。その受益証券の販売は、欧州連合またはそのいずれの国の公衆に対しても行われない。

ファンドの投資目的は、投資運用会社により選任された複数の独立のファンド・マネジャーにより引受けられる他の先物戦略が、中核となるマンAHL分散投資プログラムを補完することによって、または投資運用会社により運用される投資ファンドに投資することによって、（受益証券の価値に反映され、かつ分配金の支払いを通じて）大幅な中期的成長を達成することである。市場および戦略の分散投資に重点を置くことにより、ポートフォリオは力強い元本の中期的成長を提供することを追求する。

管理会社である「MUGLルクスマネジメントカンパニーS.A.」は、オルタナティブ・インベストメント・ファンドに関する2013年7月2日付法律チャプター2第5条に基づきその投資方針をヘッジ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、株式ファンドおよび債券ファンドとするルクセンブルク金融監督委員会からオルタナティブ・インベストメント・ファンド運用者として行為することを承認されている。

注2. 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従って作成されている。

a) 投資有価証券の評価

ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- － 取引所相場価格が容易に入手可能な有価証券は、当該証券取引所または市場における入手可能な直近の時価で評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されている場合は、かかる証券の主要な市場を構成する証券取引所における入手可能な直近の価格が用いられる。
- － 証券取引所または規制ある市場に上場されておらず、また取引もされていない有価証券は、入手可能な直近の時価で評価される。
- － 他の信託または投資信託の受益証券は、当該信託または投資信託の管理会社が算出した受益証券一口当り純資産価格で入手可能な最も直近のものに基づき評価される。
- － 価格が公正な時価を表していない有価証券は、管理会社の取締役により承認されたとおり、その合理的な売却価格に基づき、継続して適用される手続に従って慎重かつ誠実に評価される。
- － 短期金融商品の評価は、純取得原価に基づき、徐々にその償還価格に調整される。

b) 投資有価証券売却に係る実現純利益／（損失）

投資有価証券売却に係る実現純利益／（損失）は売却された有価証券の平均取得原価を基準にして算出される。

有価証券売買取引は、その取引日に計上される。

c) 外国為替先渡契約の評価

外国為替先渡契約は、契約の残存期間に適用される先渡外国為替レートを参照して決済日に評価される。未決済外国為替先渡契約の未実現評価益（純額）または評価損（純額）は、契約レートと契約終了のためのレートとの間の差異として算出される。こうした契約の実現損益および未実現評価損益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書に開示される。

d) 為替換算

財務書類は米ドルで表示される。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外貨建の収益、費用および実現（損）／益は取引日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外国為替取引に係る利益および損失は、損益計算書および純資産変動計算書において認識される。投資有価証券およびデリバティブ金融商品に係る実現および未実現の損益は、外貨変動により生ずる損益を含む。

2019年3月31日付で使用された適用為替レートは以下のとおり。

1 円 = 0.009035 米ドル (USD)

e) 収益の認識

投資収益は発生主義で認識される。受取利息は取得時に計上され、受取配当金は配当落ち日に認識される。

f) 投資有価証券の原価

会計通貨以外の通貨により表示される投資有価証券の原価は、取引日現在の為替レートにより会計通貨に換算される。

g) 分配金

管理会社は、当該会計年度の流動準備金を構成するもの以外のファンド純資産（前会計年度からの繰越損失（もしあれば）を控除した後）の純トレーディング利益の50%を上限とする金額に相当する額の分配を毎年行う意向である。ただし、受益証券一口当たりの年間分配額の上限は、分配金の支払が管理会社により決定された日に先立つ3月、6月、9月および12月末における3か月物米ドルLIBORの平均に1%を加えた金利を100米ドルに乗じた額に相当する金額とする。

ファンドの合計純資産価額が1,250,000ユーロに相当する米ドル金額を下回ることとなる場合は、分配が行われることはない。

支払期日から5年以内に受取られなかった分配金は失効し、ファンドに戻される。

2019年3月31日に終了した会計年度中、分配金の支払いはなかった。

注3. 未払費用

費用	注	米ドル
管理事務代行報酬および保管報酬	(8)	34,473.63
代行協会員報酬	(9)	26,116.38
投資運用、投資顧問および成功報酬	(4)	187,988.74
管理会社報酬	(7)	15,669.83
専門家報酬		45,582.52
「年次税」	(6)	5,223.27
合計		315,054.37

注4. 投資運用、投資顧問および成功報酬

投資運用契約およびトレーディング・アドバイザー契約に従って、投資運用会社および運用助言者は、以下のように想定評価額によって異なる割合で毎週計算された投資運用報酬のファンドの資産からの支払いを受けることができる。

- ・最初の258,115口分までは、それぞれに配分された資産の想定評価額に対し年率3%の1/52の割合
- ・258,115口を上回る分には、それぞれに配分された資産の想定評価額に対し年率2%の1/52の割合
- ・さらに、投資運用会社および運用助言者は、それぞれのトレーディング・アカウントの新規の純値上り益の20%相当額の成功報酬を受領する権利を有する。目論見書記載の新規の純値上り益とは、運用戦略から発生し受益者へ配分された額の増加分である。
- ・マン・グループのメンバーに帰属する報酬に相当し、投資対象である原ファンドに連動するリベートは、投資運用報酬から直接的に控除される。

2019年3月31日に終了した年度中、成功報酬の支払いはなかった。

注5. ブローカー手数料

管理会社はファンドを代理して「紹介ブローカー契約」（「契約」）をマン・インベストメンツ・アーゲー（「紹介ブローカー」）と締結した。契約に基づき、紹介ブローカーは管理会社に対し、週次取引要約報告書の形式で評価のために必要な情報を提供する。

契約に基づき、紹介ブローカーはそのトレーディング・アカウントに割当てられた資産の想定評価額の年率0.7%に相当するブローカー手数料を受領する権利を有する。

注6. 「年次税」

ファンドは、ルクセンブルグにおいて投資信託として登録されており、その結果、資本税を除くルクセンブルグにおける税金を免除されている。現行法規に基づき、ファンドは、純資産総額の0.05%の年率で、該当する四半期末現在のファンドの純資産価額をもとに四半期毎に計算され支払われる「年次税」を課せられている。

注7. 管理会社報酬

管理会社は、ファンドの各週の平均純資産価額の年率0.15%で、毎週計算され、四半期毎に支払わ

れる管理会社報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。年間最低管理報酬は40,000米ドルが適用される。

注8. 管理事務代行報酬および保管報酬

保管受託銀行は、各四半期末現在の純資産総額の年率0.33%の割合で、四半期毎に支払われる保管報酬および管理事務代行報酬をファンドの資産から受領する権利を有している。保管報酬および管理事務代行報酬の年間最低報酬は61,000米ドルが適用される。

注9. 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの各週の平均純資産総額の年率0.25%の割合で、毎週計算され四半期毎に支払われる報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

注10. ブローカー預託金

かかる預託金は、証拠金の要求を満たすためにブローカーにより保有される。ブローカーは、契約に従って企図された取引に関連し、ファンドに代って、資産および現金を保有する。

注11. ポートフォリオの変動計算書

2019年3月31日に終了した年度の詳細なポートフォリオ変動明細表は、ファンドの管理会社の登記上の事務所において請求により無料で入手することができる。

注12. 投資有価証券およびデリバティブ金融商品の実現（損）／益および未実現評価（損）／益の変動

2019年3月31日終了の会計年度における投資有価証券の実現（損）／益は以下のとおり分析される。

	米ドル
投資有価証券の実現利益	—
投資有価証券の実現（損失）	(671,027.02)
投資有価証券の実現（損）／益（純額）	(671,027.02)

2019年3月31日終了の会計年度における投資有価証券に係る未実現評価（損）／益の変動は以下のとおり分析される。

	2018年3月31日現在 未実現評価 （損）／益 （米ドル）	2019年3月31日現在 未実現評価 （損）／益 （米ドル）	2019年3月31日 終了年度における 未実現評価 （損）／益の変動 （米ドル）
未実現評価益	894,897.17	2,444,765.95	1,549,868.78
未実現（評価損）	(1,812,113.18)	—	1,812,113.18
純額	(917,216.01)	2,444,765.95	3,361,981.96

2019年3月31日終了の会計年度における外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損）／益は以下のとおり分析される。

	米ドル
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現利益	1,607.44
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損失）	(283.38)
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損）／益（純額）	1,324.06